

# 緑の守り手認定事業者制度について(北海道局版)

～各地域で誇りを持って事業を継続していただくための認定制度～

**概要** 北海道の山間奥地で活動する森林土木事業者が、今後も誇りを持って事業を継続していただけるよう、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献を「見える化」し、広く地域住民等に認知していただくとともに、その活動に敬意を表し認定する制度。

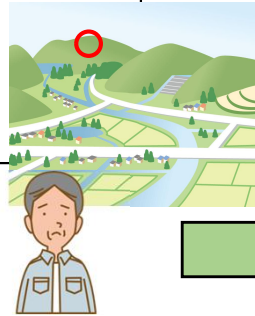
## 【森林土木事業者の地域における役割・貢献】

○治山・林道施設の整備や維持管理の担い手



- ・平常時: 国土緑化活動、ボランティア活動等
- ・災害時: 緊急応急工事(災害対応活動)等

これらの活動は山間奥地で行われていることが多く、広く地域住民等に認知されていない。



「地域を支える担い手」のひとりとしてなくてはならない重要なパートナー



緑の守り手認定事業者制度を創設



## 認定項目

- ① 継続貢献  
(治山/林道/治山林道)
- ② 災害対応活動
- ③ 国土緑化活動
- ④ ボランティア活動
- ⑤ 環境配慮
- ⑥ 労働安全
- ⑦ 人材育成
- ⑧ ICT施工



過去の取組実績をもとに認定

## 認定方法

森林管理局長

申請(※1)

認定(※2)

森林土木事業者

※1: 一定の期間をもって申請を受付。北海道森林管理局(指定する担当課へ申請)申請時期は、基本2月とし、4月上旬に認定・公表(希望者)する。

※2: 認定項目数によるグレードを認定する。(4段階)

### 【広報活動】

HP等を活用した制度の周知・認定事業者名の公表、地方公共団体への情報提供等を実施

- ・プラチナ(認定項目の全てで該当あり)(注)
- ・ゴールド(認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて5個以上)
- ・シルバー(認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて3~4個)
- ・ブロンズ(認定項目数が継続貢献を含めて1個以上(上記を除く。))

(注)継続貢献が(治山林道)でない場合は「ゴールド」とする。  
なお、ゴールド、シルバー及びブロンズについては、継続貢献の種類を問わない(治山、林道、治山林道のいずれかでも可)

<認定の有効期間>

認定された日が属する年度の翌年度末まで

